

週休 2 日制工事試行要領

令和 7 年 4 月

三重県農林水産部

目 次

第1編 農業農村整備工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 1
2. 土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）特記仕様書【農業農村整備工事】. 6
3. 【参考】土日完全週休2日制工事 確認表 11
4. 週休2日交替制工事（受注者希望型）試行要領 12
5. 週休2日交替制工事（受注者希望型）特記仕様書【農業農村整備工事】. 16

第2編 森林整備保全工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 20
2. 土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）特記仕様書【森林整備保全工事】. 25
3. 【参考】土日完全週休2日制工事 確認表 30
4. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領 31
5. 週休2日交替制工事（発注者指定型）特記仕様書【森林整備保全工事】. 36

第3編 漁港漁場関係工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領 41
2. 土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）特記仕様書【漁港漁場関係工事】. 48
3. 【参考】土日完全週休2日制工事 確認表 55
4. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領 56
5. 週休2日交替制工事（発注者指定型）特記仕様書【漁港漁場関係工事】. 63
6. 【参考】週休2日交替制工事 確認表 68

第1編 農業農村整備工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日（4週8休）の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が、50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土日を現場閉所し、かつ、週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

また、対象期間内ですべての土日の現場閉所、週休2日の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

(その他)

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 5

農業農村整備工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 02
鉄筋工（ガス圧接）		1. 02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02
	撤去	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00
	撤去・移設	1. 02
道路付属物設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 02
法面工		1. 01
吹付砕工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02
橋面防水工		1. 01

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

2. 「土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【農業農村整備工事】

1 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

5 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

6 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

- 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 5

農業農村整備工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 02
鉄筋工（ガス圧接）		1. 02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02
	撤去	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00
	撤去	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00
	撤去・移設	1. 02
道路付属物設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 02
法面工		1. 01
吹付砕工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02
橋面防水工		1. 01

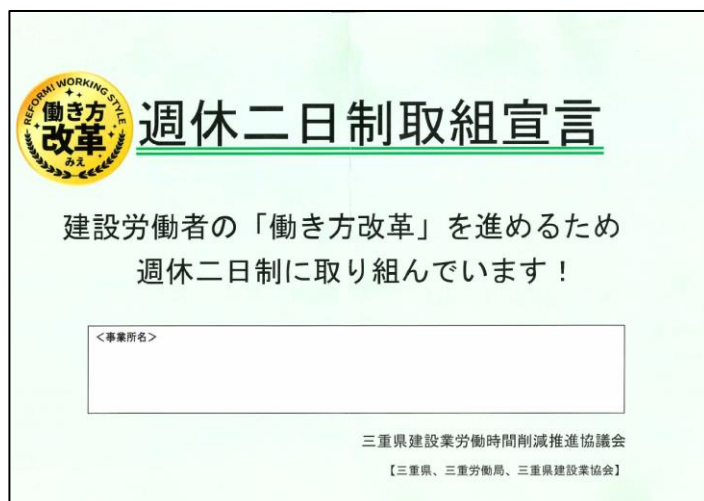
発注者指定型

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

- 8 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

週休2日制工事 確認表

○「まんなかホリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休日とする取組。)

工事名										
工 期	令和7年4月1日		～		令和7年6月30日					
工事開始日					完成報告提出日					

請負業者名	
現場代理人	

判定

週休2日

・対象期間全体の週休2日

成績加算

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

令和7年4月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数	閉所率	備考
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
計画	対象日																														0	0.0%	準⇨準備期間、片⇨後片付期間、夏⇨夏休み期間、年⇨年末年始休み期間、製⇨工場製作期間、○⇨対象期間、●⇨閉所指定土日、○⇨閉所予定日	
	閉所日																													0	0.0%			
実績	対象日																														0	0.0%	事⇨工事事故等による不稼働期間、災⇨天災に対する突発的な対応期間、他⇨その他、受注者の責によらない作業、●⇨閉所日	
	閉所日																													0	0.0%			
備考	開																																指定⇨現場閉所指定日、振替⇨指定日の振替日 開始⇨工事開始日、完成⇨完成報告書提出日	
	始																																	

令和7年5月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	閉所率	備考
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
計画	対象日																															0	0.0%	準⇨準備期間、片⇨後片付期間、夏⇨夏休み期間、年⇨年末年始休み期間、製⇨工場製作期間、○⇨対象期間、●⇨閉所指定土日、○⇨閉所予定日	
	閉所日																														0	0.0%			
実績	対象日																															0	0.0%	事⇨工事事故等による不稼働期間、災⇨天災に対する突発的な対応期間、他⇨その他、受注者の責によらない作業、●⇨閉所日	
	閉所日																															0	0.0%		
備考																																		指定⇨現場閉所指定日、振替⇨指定日の振替日 開始⇨工事開始日、完成⇨完成報告書提出日	

令和7年6月

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数	閉所率	備考
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
計画	対象日																														0	0.0%	準⇨準備期間、片⇨後片付期間、夏⇨夏休み期間、年⇨年末年始休み期間、製⇨工場製作期間、○⇨対象期間、●⇨閉所指定土日、○⇨閉所予定日	
	閉所日																													0	0.0%			
実績	対象日																														0	0.0%	事⇨工事事故等による不稼働期間、災⇨天災に対する突発的な対応期間、他⇨その他、受注者の責によらない作業、●⇨閉所日	
	閉所日																													0	0.0%			
備考																																	指定⇨現場閉所指定日、振替⇨指定日の振替日 開始⇨工事開始日、完成⇨完成報告書提出日	

計画時の確認

対象予定日数	0
閉所予定日数	0
達成予定率	

実績の確認

対象日数	0
閉所日数	0
達成率	

対象期間全体の週休2日の状況

完成（検査）時の確認

土日すべて閉所	※土日を振替で閉所している場合を含む
4週8休を達成	

第1編 農業農村整備工事編

4. 週休2日交替制工事（受注者希望型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいい、対象期間全体で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）に従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（受注者希望型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 対象期間中において、週休2日（交替制）を達成した場合は、補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、現場管理費率）を変更契約にて計上するものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間において、対象者全員の週休2日（交替制）が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、対象者全員の週休2日（交替制）が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（現場代理人の休暇）

第7条 現場代理人は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うなど、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する役割を担っていることから、現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、現場代理人の役割の代わりになる者を予め定めるものとする。

（施工計画書への明記）

第8条 前条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。

また、対象者の休日を確保するための週休2日制工事確認表（任意様式）を作成し、施工計画書に添付することとする。

（現場閉所への変更）

第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。

（その他）

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 ： 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 ： 1. 0 1

5. 「週休2日交替制工事（受注者希望型）」
特記仕様書【農業農村整備工事】

1 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいい、対象期間全体で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事故等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第 22 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月 1 回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、週休 2 日（交替制）を達成した場合は、補正係数（別紙 1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、現場管理費率）を変更契約にて計上するものとする。

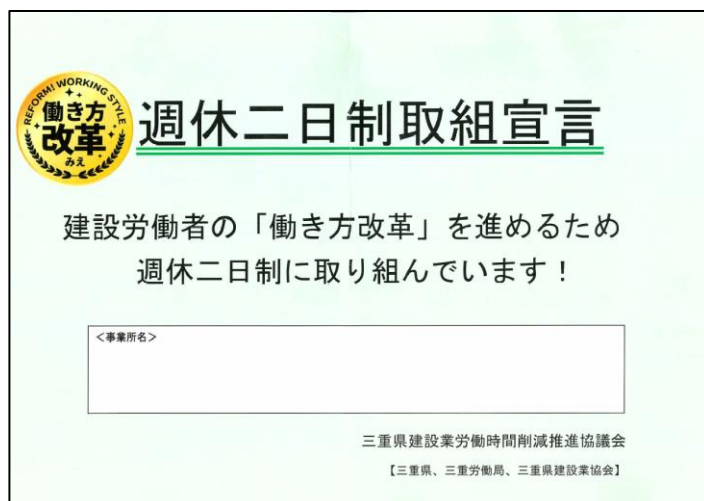
受注者希望型

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1 . 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1 . 0 1

- 5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合
 - 【三重県ダウンロードページ】
https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm
 - 【三重労働局ダウンロードページ】
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html
- ・直接受け取る場合
 - 【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課
- ・郵送で受け取る場合
 - 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

第2編 森林整備保全工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日（4週8休）の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が、50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日に振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制工事試行要領 第2編 森林整備保全工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 6

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

2. 「土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【森林整備保全工事】

- 1 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- 2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- 5 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 6 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

発注者指定型

- 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 8 受注者は、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。
なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日交替制工事（発注者指定型）特記仕様書に基づき実施するものとする。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 6

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

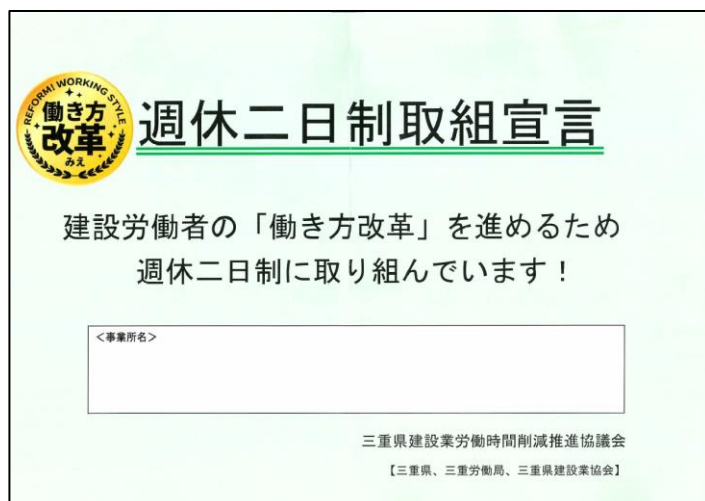
名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinansei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

○「まんなかホリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休日とする取組。)

週休2日制工事 確認表

工事名										
工 期	令和7年4月1日		～		令和7年6月30日					
工事開始日			完成報告提出日							

請負業者名	
現場代理人	

判定

週休2日

・対象期間全体の週休2日

成績加算

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

令和7年4月 毎月第 2・4 土曜日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			備考	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	日数	閉所率		4週8休判定
計画	対象日																														0	0.0%		準＝準備期間、片＝後片付期間、夏＝夏休み期間、年＝年末年始休み期間、製＝工場製作期間、○＝対象期間、●＝閉所指定土日、○＝閉所予定日	
	閉所日																													0	0.0%				
実績	対象日																														0	0.0%		事＝工事事故等による不稼働期間、災＝天災に対する突発的な対応期間、他＝その他、受注者の責によらない作業、●＝閉所日	
	閉所日																													0	0.0%				
備考	開																																	指定＝現場閉所指定日、振替＝指定日の振替日 開始＝工事開始日、完成＝完成報告書提出日	
	始																																		

令和7年5月 毎月第 2・4 土曜日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	閉所率	4週8休判定	成績加算	備考
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	0	0.0%			
計画	対象日																																0			準備期間、片側後片付期間、夏休み期間、年々年末年始休み期間、製工場製作期間、○対象期間、●閉所指定土日、○閉所予定日	
	閉所日																															0					
実績	対象日																																0			工事事故等による不稼働期間、災害に対する突発的な対応期間、他その他、受注者の責によらない作業、●閉所日	
	閉所日																															0					
備考																																				指定現場閉所指定日、振替指定日の振替日 開始工事開始日、完成完成報告書提出日	

令和7年6月 毎月第 2・4 土曜日

																																備考				
計画	対象日 閉所日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数	閉所率	4週8休 判定	成績 加算	備考
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
実績	対象日																																0	0.0%		準備期間、片側後片付期間、夏休み期間、年々年末年始休み期間、製工場製作期間、○対象期間、●閉所指定土日、○閉所予定日
	閉所日																															0	0.0%			
備考	対象日																																0	0.0%		工事事故等による不稼働期間、災害に対する突発的な対応期間、他その他、受注者の責によらない作業、●閉所日
	閉所日																															0	0.0%			
備考																																			指定現場閉所指定日、振替指定日の振替日 開始工事開始日、完成完成報告書提出日	

計画時の確認

対象予定日数	0
閉所予定日数	0
達成予定率	

実績の確認

対象日数	0
閉所日数	0
達成率	

通期（対象期間全体）の週休2日の状況

第2編 森林整備保全工事編

4. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。

また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日（交替制）に関する経費は、週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 2 工事の精算にあたり、週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 3 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象者全員が、対象期間内で4週8休以上（28.5%以上）を達成できた

場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点评価する。

なお、対象者全員の4週8休以上（28.5%以上）を達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（現場代理人の休暇）

第7条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

第8条 第7条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。

なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。

・第7条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。

なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、週休2日制工事試行要領 第2編 森林整備保全工事編「土日完全週休2日制度工事（発注者指定型）試行要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※8 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 0
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 0
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04

5. 「週休2日交替制工事（発注者指定型）」
特記仕様書【森林整備保全工事】

1 週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日確保するものをいう。

なお、週休2日とは、対象期間全体で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・ 年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

- 2 受注者は、現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される者を予め定め、直接雇用が確保できる資料を施工計画書に添付すること。
また、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記すること。
- 3 受注者は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。
なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書に基づき実施するものとする。
- 4 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。
- 5 当初積算における週休2日（交替制）に関する経費は、週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 6 工事の精算にあたり、週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 0
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 0
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

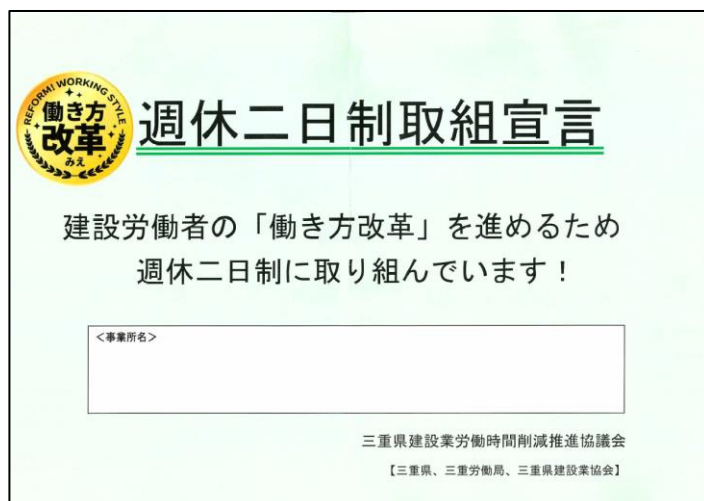
名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04

- 7 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

第3編 漁港漁場関係工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成通知書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））の試行は、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が、50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日の月で現場閉所日数を算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振返えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替の場合とする。（別紙2の③）

また、対象期間内の全ての土曜日・日曜日において現場閉所が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更することができるものとする。

なお、週休2日制（交替制）に変更した場合、週休2日制工事試行要領第3編 漁港漁場関係工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

市場単価の経費係数については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.03	17 車止撤去	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18 電気防食取付	1.04
3 支保工	1.04	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4 足場工	1.02	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5 鉄筋工	1.04	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6 吊鉄筋工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
7 型枠工	1.03	23 ベトロラタム被覆	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9 止水板工	1.04	26 かき落とし工	1.04
10 上蓋工	1.04	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11 伸縮目地工	1.02	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
12 係船柱取付	1.04	29 灯浮標設置・撤去	1.03
13 防舷材取付	1.04	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14 車止・縁金物取付	1.04	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
15 係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16 防舷材撤去	1.04	31 異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
		異形ブロック製作 給熱養生	1.03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1. 04
高視認性区画線工		1. 04
橋梁塗装工		1. 03
構造物とりこわし工	機械	1. 03
	人力	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 04
排水物構造工		1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04

剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
防草シート設置工		1. 03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 01
塗膜除去工		1. 04
バキュームブラスト工		1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1. 04
機械式継手工		1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 04
支承金属溶射工		1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 03

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

①暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

②暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ C月4日で対象期間が終わる場合

・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合 (D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E 月の現場閉所日としてみなす
(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日へ振替える場合とする。

2. 「土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」

特記仕様書【漁港漁場関係工事】

- 1 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成通知書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・ 準備期間
 - ・ 後片付け期間
 - ・ 夏季休暇（3日間）
 - ・ 年末年始休暇（6日間）
 - ・ 工場製作のみの期間
 - ・ 工事事務等による不稼働期間
 - ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
 - ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間
- なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- 2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

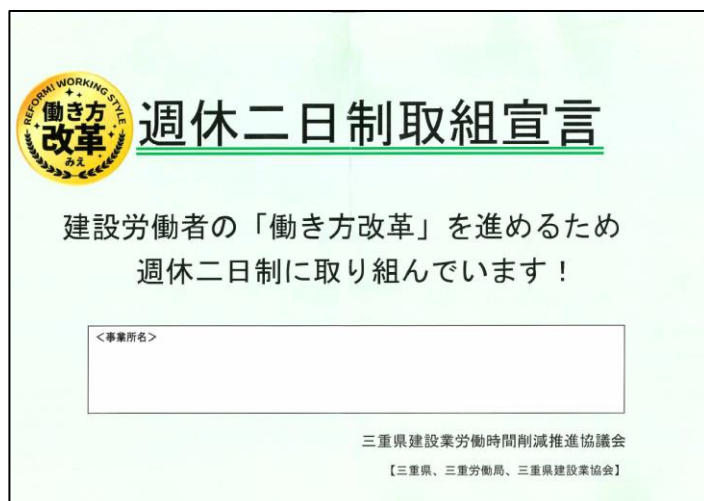
- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- 5 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料、標準単価）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 6 月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。
- 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において土曜日・日曜日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日でもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）
- 【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】
- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。
- 【他の月への振り替え（D月⇒E月）】
- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）
- 8 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更することができるものとする。
- なお、週休2日制（交替制）に変更した場合、週休2日交替制工事（発注者指定型）特記仕様書に基づき実施するものとする。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A 3 横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.03	17 車止撤去	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18 電気防食取付	1.04
3 支保工	1.04	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4 足場工	1.02	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5 鉄筋工	1.04	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6 吊鉄筋工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.03
7 型枠工	1.03	23 ペトロラタム被覆	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9 止水板工	1.04	26 かき落とし工	1.04
10 上蓋工	1.04	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11 伸縮目地工	1.02	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
12 係船柱取付	1.04	29 灯浮標設置・撤去	1.03
13 防舷材取付	1.04	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14 車止・緑金物取付	1.04	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
15 係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16 防舷材撤去	1.04	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
		異形ブロック製作 給熱養生	1.03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1. 04
高視認性区画線工		1. 04
橋梁塗装工		1. 03
構造物とりこわし工	機械	1. 03
	人力	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 04
排水物構造工		1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04

発注者指定型

連続繊維シート補強工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
防草シート設置工		1. 03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 01
塗膜除去工		1. 04
バキュームブラスト工		1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1. 04
機械式継手工		1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 04
支承金属溶射工		1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 03

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

①暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66\ldots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22\ldots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

②暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ C月4日で対象期間が終わる場合

・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

発注者指定型

③土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（D 月、E 月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
D月							E月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30					28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

・ E 月の現場閉所日としてみなす

（D 月の現場閉所日としない）

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評価の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日へ振替えの場合とする。

土日完全週休2日制工事 確認表

○「まんなかホリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休工とする取組。)

工事名										
工 期	令和7年7月3日		～		令和7年9月30日					
工事開始日			完成報告提出日							

請負業者名										
現場代理人										

判定

週休2日

・月単位の週休2日	×
・通期(対象期間全体)の週休2日	×
・指定土日(成績加点)	×



監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

※漁港漁場関係工事は通期の補正係数の考え方はない。

		毎月第 2・4 土曜日																																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
計画	対象日																																			
	閉所日																																			
実績	対象日																																			
	閉所日																																			
備考																																				

令和7年8月		毎月第 2・4 土曜日																																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	閉所率	4週8休判定	指定土日 現場閉所	成績 加減点	備考										
計画	対象日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	0	0.0%	対象外													
	閉所日																																0		対象外			準※準備期間、片※後片付期間、夏※夏休み期間、年※年末年始休み期間、製※工場製法期間、○※対象期間、●※閉所指定土日、○※閉所予定日										
実績	対象日																															0		対象外			事※工事事故等による不稼働期間、災※天災に対する突発的な対応期間、他※その他、要注者の責によらない作業、●※閉所日											
	閉所日																															0		対象外														
備考																																						指定※現場閉所指定日、減価※指定日の抵償日 開始※工事開始日、完成※完竣報告書提出日										

令和7年9月		毎月第 2・4 土曜日																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
計画	対象日																																		
	閉所日																																		
実績	対象日																																		
	閉所日																																		
備考																																			

計画時の確認

対象予定日数	0
閉所予定日数	0
達成予定率	

実績の確認

対象日数	0
閉所日数	0
達成率	

通期(対象期間全体)の週休2日の状況



第3編 漁港漁場関係工事編

4. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日（交替制）において、対象者の従事期間のうち、暦上の土曜日・日曜日が含まれない月は対象期間から除く。

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとする。

なお、対象期間内で連続して1週間程度以内の従事している者については確認の対象としない。また、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としてしない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日（交替制）に関する経費は、月単位の週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 2 月単位の週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 3 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

- 第6条 対象期間において、対象者全員の月単位の休日率が4週8休以上（28.5%以上）を達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。
- なお、対象者全員の月単位の休日率が4週8休以上（28.5%以上）及び月単位の週休2日（交替制）を達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（現場代理人の休暇）

- 第7条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

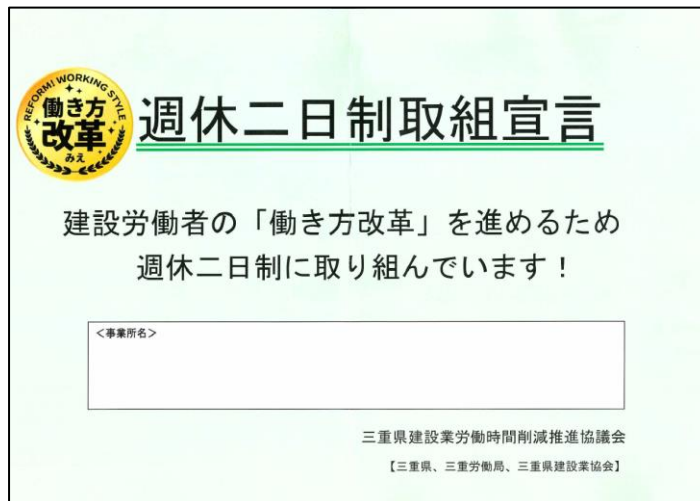
- 第8条 第7条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。
- なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。
- ・第7条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

- 第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。
- なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、週休2日制工事試行要領 第3編 漁港漁場関係工事編「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

- 第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。
- 【掲示例の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



働き方改革 週休二日制取組宣言

建設労働者の「働き方改革」を進めるため
週休二日制に取り組んでいます！

<事業所名>

三重県建設業労働時間削減推進協議会
【三重県、三重労働局、三重県建設業協会】

【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※8 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別紙１ 補正係数】

月単位の週休２日（交替制）（４週８休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.04
4 足場工	1.02
5 鉄筋工	1.04
6 吊鉄筋工	1.04
7 型枠工	1.03
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9 止水板工	1.04
10 上蓋工	1.04
11 伸縮目地工	1.02
12 係船柱取付	1.04
13 防舷材取付	1.04
14 車止・縁金物取付	1.04
15 係船柱撤去	1.04
16 防舷材撤去	1.04

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.04
18 電気防食取付	1.04
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23 ペトロラタム被覆	1.04
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26 かき落とし工	1.04
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29 灯浮標設置・撤去	1.03
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
31 異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		交替制
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.03
排水構造物工		1.03
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護 塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.03
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエテル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガード レール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01
名称	区分	補正係数

		交替制
		月単位
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1. 04
支承金属溶射工		1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1. 03

5. 「週休2日交替制工事（発注者指定型）」
特記仕様書【漁港漁場関係工事】

1 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

この特記仕様書において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・ 年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）に従事する者は除くものとする。

なお、対象期間内で連続して1週間程度以内に従事している者については確認の対象としない。また、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

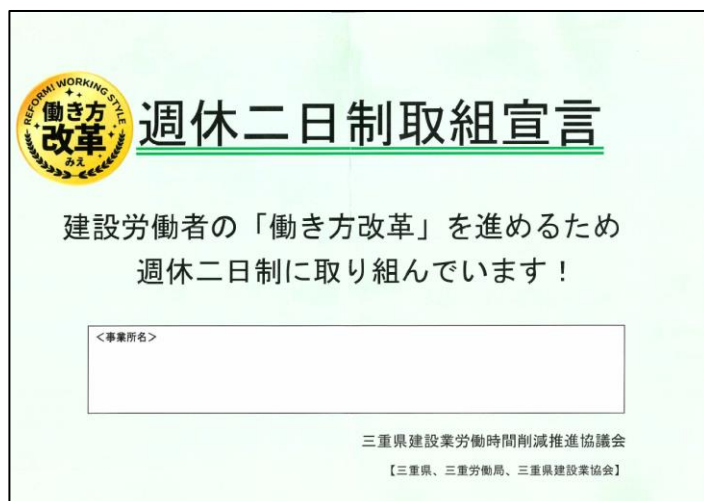
※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第 22 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月 1 回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
- 4 当初積算における週休 2 日に関する経費は、月単位の週休 2 日（交替制）を前提とした補正係数（別紙 1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料、標準単価）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 5 月単位の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。
- 6 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。
- 7 受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。
なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。
・ 第 7 条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料
- 8 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休 2 日（交替制）から週休 2 日（現場閉所）に変更できるものとする。
なお、週休 2 日（現場閉所）に変更した場合、土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行要領（漁港漁場関係工事編）に基づき実施するものとする。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※8 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.03	17 車止撤去	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18 電気防食取付	1.04
3 支保工	1.04	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4 足場工	1.02	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5 鉄筋工	1.04	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6 吊鉄筋工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.03
7 型枠工	1.03	23 ペトロラタム被覆	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9 止水板工	1.04	26 かき落とし工	1.04
10 上蓋工	1.04	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11 伸縮目地工	1.02	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
12 係船柱取付	1.04	29 灯浮標設置・撤去	1.03
13 防舷材取付	1.04	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14 車止・緑金物取付	1.04	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
15 係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16 防舷材撤去	1.04	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
		異形ブロック製作 給熱養生	1.03

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1. 04
高視認性区画線工		1. 04
橋梁塗装工		1. 03
構造物とりこわし工	機械	1. 03
	人力	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 04
排水物構造工		1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04

発注者指定型

連続繊維シート補強工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
防草シート設置工		1. 03
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエルテル樹脂）	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 01
塗膜除去工		1. 04
バキュームブラスト工		1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1. 04
機械式継手工		1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 04
支承金属溶射工		1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 03

68

工事概要

工事名	〇〇道路改良工事		
工期	令和7年1月27日	～	令和7年3月28日
請負業者名	A		
現場代理人	ああ		
工事開始日	令和7年1月27日		
完成報告提出日	令和7年3月28日		

技術者シートの作成

工期の変更

技術者シートを削除

初期化

技術者情報

	元請負・下請	会社	技術者氏名
1	元請負	A	ああ
2	一次下請	B	いい
3	二次下請	C	うう
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

姓名	性别	年龄	职业	住址	联系电话

[illegible]